

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和6年1月26日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300326号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2300030号

第1 結論

昭和58年*月から昭和62年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年*月から昭和62年9月まで

請求期間当時、勤務していた「A美容室」において、毎月、給料日の後に国民年金保険料の集金のために男性が訪問してきていた。私も20歳になったとき、その男性から勧められて国民年金に加入し、国民年金保険料を毎月支払っていたにもかかわらず、請求期間の国民年金の納付記録がないのはおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B市が提出したC委員名簿によると、請求者が挙げた姓の男性が、A美容室の所在地域の国民年金保険料(以下「保険料」という。)を集金するC委員であったことが確認できる。

しかしながら、上記のC委員の名簿によると、当該男性がC委員に委嘱されたのは昭和62年4月1日であり、請求者が20歳になった時期より後であることが確認できる。

また、日本年金機構が保管する請求者に係るB市の国民年金被保険者に係る手書きの名簿によると、平成元年10月6日に職権適用により国民年金被保険者資格取得の事務処理が行われ、年金手帳を請求者に交付した旨及び当該処理時に昭和58年*月*日に遡って被保険者資格を取得した記録となっていることが確認できる上、平成元年4月から同年10月までの保険料は、同年10月26日に収納された旨の記録となっていることから、当該資格取得に係る処理年月日及び保険料の収納日の時点では、請求者は請求期間のうち昭和58年*月から昭和62年8月までの保険料を時効により納付することができない。

さらに、昭和62年9月の保険料について、当該資格取得に係る処理年月日及び保険料の収納日の時点で納付可能であったが、請求者は、遡って納付した旨の主張はしていない。

加えて、請求期間について、保険料を納付するためには当時住民登録をしていた市町村において国民年金の加入手続を行い、国民年金記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されている必要があるため、B市に係る国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金手帳記号番号払

出簿検索システムにおいて、昭和 58 年*月から昭和 62 年 9 月までに同市で払い出された記号番号について調査を行ったものの、請求者の記号番号「*」とは別の記号番号が請求者に払い出された形跡はない上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、請求者の氏名及びこれと類似する複数の氏名による検索を行ったが、請求者に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。